支障とならない案及び路線延長が最も短い案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案を比較すると、申請案は、路線延長が最も長いものの支障物件が最も少なく、施工性に優れており、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道区間は埼玉県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間、自転車歩行者道の未整備区間及び大型貨物自動車等の車両の通行が規制されている区間が存在し、冠水による通行止めが行われているため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況にあり、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本庄市長を会長とする県道花園本庄線改良促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県深谷市役所　都市整備部　道路河川課

○近畿地方整備局告示第六十九号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年五月二十一日付けで告示された建設省告示第二千七百七十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第十七号図及び第十八号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

（図面省略）

○中国地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

一　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業３・３・５号富海大道線及び山口都市計画　道路事業３・２・２号国道二号鋳銭司陶線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　山口県防府市国衙一丁目十番二十号（国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、上後山、縄手及び長通地内

使用の部分　無し

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二六番から同市吉田町常友字宮之沖六二七番一まで	前	二二・七〇～二六・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一八・三三～二六・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第２項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市吉田町常友字祖利田郷四七八番一から同市吉田町常友字宮之沖六三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十五日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

議案提出

五月二十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外１名提出）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出）

議案通知書受領

五月二十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

質問書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問主意書

水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問主意書

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意書

国民健康保険料に関する質問主意書

議事日程

五月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

令和七年五月二十二日（木曜日）

午後一時開議

第一　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出）

第二　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第三　航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

訂正

五月二十一日、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第四号）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第五号）の提出者「小泉進次郎外五名」を「大野敬太郎外四名」に訂正する。